

3 国保の改善について

(1) 保険料(税)について

- ① 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
そのために、これまで以上に一般会計からの繰り入れを行ってください。

(回答)

国民健康保険は、特別会計として運営されており、他の公的医療保険と同じく相互扶助・受益者負担が原則になっています。

このため、被保険者に係る医療費等の総額から、個人が負担する分、国縣市などが負担する分を差し引いた額を、国保税として徴収することとなっています。

今後も、国保事業の健全な財政運営の為、毎年国保財政の検証を行った上で、適正な対応に努めていきたいと考えております。

また、国保税の減免につきましても、平成22年度税率改定を行うなか、自己の責めによらない失業等で所得が激減した場合での減免制度を、市独自のものとして新たに設けましたが、減免はその分を他の被保険者に転嫁する事になりますので、限度を超えた減免は、他の被保険者からの理解を得ることが困難と考えます。

一般会計からの繰入を増額することについては、厳しい財政状況と限りある歳入のなか、他の福祉事業や市政発展のための事業に影響を及ぼすため、市民からの理解を得ることが困難であると考えます。

- ② 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

①で述べたとおり、国民健康保険は、相互扶助・受益者負担が原則となっており、特定財源を控除した残りは国保税として徴収することとなっています。

就学前の子供を均等割の対象としないことは、その分の税額を他の被保険者に転嫁する事になり、他の被保険者からの理解を得ることが困難であると考えます。

- ③ 国民健康保険料(税)の申請減免制度を下記のように内容を充実させてください。申請減免制度がないところは創設してください。

「提案」：市町長が減免が必要と認める者は以下の通りとする。
世帯の所得額が生活保護基準額の1.3倍以下であること。

(回答)

①で述べたとおり、国民健康保険は、相互扶助・受益者負担が原則となっており、特定財源を控除した残りは国保税として徴収することとなっています。

昨年度税率改定を行うなか、市独自に減免の対象を拡大しましたが、減免そのものについては、減免分を他の被保険者に転嫁する事になり、限度を超えた減免は、他の被保険者からの理解を得ることが困難であると考えます。